平成２８年（フ）第２３号
長野県飯田市浜井町3610番地１（ニューシティハイツ203号）
債務者　伊藤かつみ
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２４号
長野県飯田市鼎上山3638番地６
債務者　木下紀美雄
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第８０号
兵庫県伊丹市稲野町５丁目44番地１　笹井文化北端、前住所兵庫県伊丹市南本町７丁目１番12号
債務者　お好み焼き茉莉凛こと　石原　宣明
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
兵庫県伊丹市御願塚３丁目５番１―301号
債務者　米田　大倫
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
兵庫県宝塚市平井５丁目３番23号　宝塚グリーンハイツ６号館402号室
債務者　山戸ゆかり（旧姓中川）
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目30番１―1407号
債務者　水野　智典
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２５号
兵庫県尼崎市小中島３丁目10番30―505号
債務者　林　安希子（旧姓東坂）
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２６号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目12番６号　パークマンション武庫之荘201号
債務者　伊藤　武司
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２７号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目12番６号　パークマンション武庫之荘201号
債務者　伊藤裕利佳
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４１号
兵庫県西宮市今津水波町11番10―202号
債務者　工藤　祐史
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６号
奈良県磯城郡三宅町大字石見103番地の４第１三吉荘　207号、前住所奈良市南紀寺町２丁目344番地の55
債務者　石川　良太
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
奈良県葛城市長尾366番地　メゾンドールＣ棟102号、前住所奈良県葛城市竹内218番地11
債務者　平井　龍信
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
奈良県大和高田市神楽２丁目13番23号　レオパレスエトワール106号室、前住所奈良県御所市大字元町493番地の190
債務者　池田　千文
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
大分市大字寒田658番地の８（県営１Ａ９―23）
債務者　井下　昌子
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５１号
宮崎県延岡市浜町263―２―331アメニティ高雅、住民票上の住所宮崎県延岡市出北３丁目35番15号
債務者　長野　　桂
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第５２号
宮崎県日向市大王町１丁目85番地　メゾネットトロワ205号
債務者　山口　　崇
１　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部